

地域協働合校

市では、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、互いに協働することにより、子どもが健全に育ち、人が輝く地域づくりをめざして、平成10年から取り組んでいます。
問 生涯学習課(6階、☎561-2427、☎561-2488)

ともに学ぼう！ 学校の学びを地域へ公開 ～南笠東小学校～

本校では、夏休みを活用して、学校の取り組みを保護者や地域の人に知ってもらうとともに、子どもと大人と一緒に学べる場づくりのために、学校の学びを公開する地域公開講座を行っています。平成27年度は、環境学習(狼川)、外国語活動(英語)、ICT教育(タブレット)の3講座を、昨年度は環境学習(狼川)、音楽(合奏)、理科(科学実験)の3講座を公開しました。

狼川では、湖南企業生き物応援団の皆さんに協力してもらい、水質調査や生き物調査を行いました。中には、親子で一緒に川に入って網で魚をすくい、「童心に返ったようだ」と喜ぶ



保護者の姿もありました。採取した生き物は、琵琶湖博物館の先生に一つ一つ丁寧に解説してもらいました。

地域では、狼川を子どもたちの学習教材としてだけでなく、みんなの大切な憩いの場にしていきたいという願いがあります。そこで、採取した生き物は、「みな小 狼川水族館」として学校に展示しています。来校する保護者や地域の皆さんに、地域の自然環境に関心を持ってもらうよい機会にもなっています。今後、狼川を通じて学校と地域のコミュニティの輪がますます広がっていくことを願っています。



差別のない明るいまちに

問 人権センター
(野村三、☎563-1177、☎563-7070)

平成28年度の人権相談の概要をお知らせします

人権相談とは

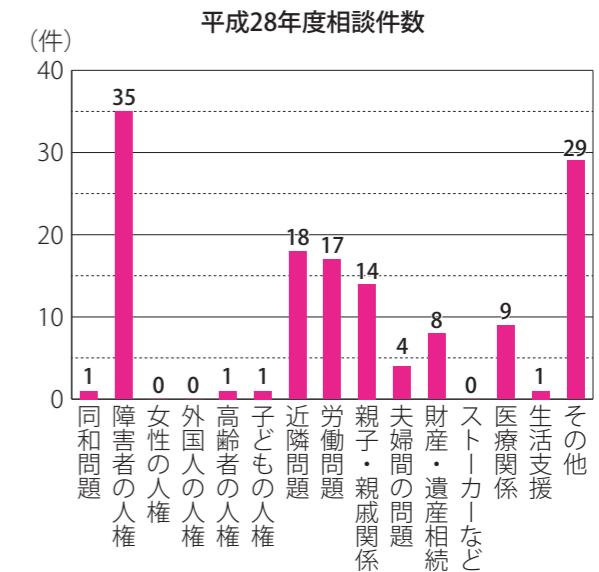
人権センターでは、市民の皆さん一人一人の人権が尊重される社会を実現するために、人権擁護を重要な柱として、弁護士や人権擁護委員、常設相談員が「人権に関する悩み相談」を行っています。

平成28年度の人権相談の特徴

相談件数は、138件でした。相談別に見ると、「障害者の人権」や「労働問題」に関する相談、また「近隣問題」や「親子・親戚関係」に関する相談が多数ありました。

特に、「障害者の人権」に関する相談が、前年度に比べ1.5倍に増加していました。その内容は、障害を理由とするいじめや差別に関する相談がほとんどです。

私たちの日常の何気ない言動が、障害のある人の心を傷つけたり、不快な気分させたりすることがあります。また、意図のないいじめを受け、それがトラウマとなって、数十年後に相談に来られるという場合もあります。



人権を侵害されたと感じたときは、出来るだけ早く、家族や知人、人権擁護委員、専門機関に相談してください。

また、身近な人が悩みを抱えていると感じたときにも、相談機関の利用をすすめてください。

一人で悩まず、まずは相談してみませんか？

受付開始 臨時福祉給付金(経済対策分)

申・問 生活支援課(1階、☎561-6927、☎561-2480) ※執務室が本庁1階(21番窓口)に変わりました

◎申請手続きについて 市給付金コールセンター(☎0120-788-631 ※5月8日(月)～31日(水))

◎制度について 厚生労働省 給付金専用ダイヤル(☎0570-037-192)

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響の緩和策として、基準日(平成28年1月1日)時点で住民票があった市区町村で1回限り支給されます。対象の可能性のある人に、5月上旬に申請書を郵送します。

対 平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、課税されている人の税法上の扶養親族等になっている人や、基準日時点での生活保護受給者は除く

振り込み詐欺に注意！

給付金の手続きに関して、金融機関やコンビニでATM(現金自動受払機)の操作をお願いすることは、一切ありません

¥ 1人当たり15,000円

他 ・振込先口座の通帳の写しや、本人確認書類(運転免許証、旅券、特別永住者証明書、在留カードなど)の写しが必要な場合があります

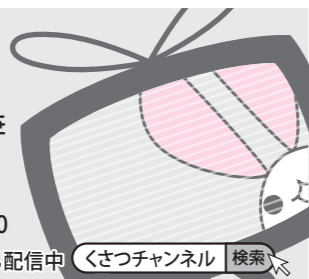
・市区町村によって申請受付期間が異なります。申請先が草津市以外の方は、該当の市区町村にお問い合わせください
・申請受付期間が過ぎると、給付金を受給できません

申 5月8日(月)～8月31日(水)[消印有効]に、申請書を書き、必要書類を添え、同封の返信用封筒で返送

市政広報番組 草津スケッチ

市内で行われたイベントなどを紹介します。

びわ湖放送(BBC)
第2・4金曜日 18:45～18:50
YouTube「くさつチャンネル」でも配信
くさつチャンネル 検索



創業の相談、専門家がお受けします

申・問 商工観光労政課(4階、☎561-2352、☎561-2486)

市内で創業したいが「何から始めれば良いのかわからない」「ビジネスモデルや事業戦略に悩んでいる」などの相談にマンツーマンでお応えします。詳しくは、お問い合わせください。

5月の相談日

秘密は厳守します。安心して相談してください。相談日以外にも、開所に職員が相談に応じます。

- 人権相談
「人権擁護委員」◎1日、8日、15日、22日、29日の月曜日 9時～12時、13時～16時
「弁護士」◎23日(火) 13時～16時(予約制)
申・問 人権センター(野村三、☎563-1177、☎563-7070)
- 行政相談(暮らしの困りごとなんでも相談)
◎8日(月)、17日(水) 9時～12時
◎法律(弁護士)市民相談
◎18日(木) 13時～16時半(予約制、受付8日(月)～、直接窓口(9時～16時半)で)
- 行政書士相談(相続・遺言・成年後見)
◎23日(火) 13時～16時半(予約制)
申・問 市民相談室(1階、☎561-2329、☎561-2334)
- 法律(弁護士)相談(くらしに関する法律相談)
◎2日(火)、16日(火) 15時～19時(予約制)、13日(土)、27日(土) 9時～12時半(予約制)
申・問 弁護士事務所(大津二、☎562-0594、☎562-0557)
- 司法書士相談(登記・相続・遺言・借金整理・自己破産・成年後見・離婚・境界)
◎10日、17日、24日、31日の水曜日 13時～16時半(予約制)、6日(土)、20日(土) 9時～12時半(予約制)
申・問 県司法書士会草津支部(平日 9時15分～18時、564・20006)
- 少年相談
◎1日、8日、15日、22日、29日の月曜日 13時～15時半(予約制)
申・問 少年センター(大津二、☎562-0594、☎562-0557)
- 年金相談
◎平日 8時半～17時15分(月曜日は19時まで)
◎13日(土) 9時半～16時半(予約制、☎567-13883)
申・問 日本年金機構 草津年金事務所(西沢川一、☎567-1311、☎562-9638)